

## 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、区が下記の施設・事業の利用定員を設定するのにあたり、意見を聴取する。

分類	類型	公私の別	施設名	確認予定年月	利用定員				
					1号認定	2号認定	3号認定		計
					3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
教育・保育施設	保育所	私立	(仮称)こどもヶ丘保育園根岸園	平成31年4月	—	30人	6人	20人	56人
地域型保育事業	小規模保育事業	私立	(仮称)みつな保育園	平成31年4月	—	—	—	10人	10人
地域型保育事業	小規模保育事業	私立	シンシア保育園	平成31年4月	—	—	3人	16人	19人
合 計						30人	55人		85人

〔参考〕 子ども・子育て支援事業計画に掲げた保育の量の見込み及び確保数

子ども・子育て支援事業計画(平成30年度) (平成29年度中間の見直し反映)	認定区分	1号	2号	3号
		3～5歳 教育希望	3～5歳 保育必要	0～2歳 保育必要
A 量の見込み		1,855人	1,785人	2,029人
B 確保数		2,077人	1,829人	1,885人
C 過不足数(B - A)		222人	44人	144人